

制限付一般競争入札

明水総第505号
令和4年(2022年)4月26日

明石市公営企業管理者 杉浦 隆志
(公印省略 水道局契約担当)

公告

制限付一般競争入札(電子方式)を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び明石市水道事業契約規程(平成21年水道事業管理規程第13号)第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則(平成5年規則第10号)第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

工事番号

4W005

工事名

中部配水場計装設備電気工事

工事場所

明石市大久保町大窪字亥谷3081

1.機器製作工事

(1) 握入式電磁流量計 1台

2.据付工事

(1) 機器据付工事 1式

(2) 撤去工事 1式

(3) 組合せ試験 1式

(4) 配管・配線工事 1式

工事内容

令和4年8月31日(水)

支払条件

前金払有(40%以内)、中間前金払有(20%以内)、部分払有 1回以内

予定価格

9,090,000円(消費税抜き)

最低制限価格

有 8,167,490円(消費税抜き)

工種

以下の工種で登録されていること。

電気工事

所在地区分

点数の区分と範囲

—

市内業者

電気工事

総合評定値

800点以上

—

所在地区分及

準市内業者

電気工事

総合評定値

800点以上

—

び点数等

県内本店業者

電気工事

総合評定値

800点以上

—

県内支店営業所業者

電気工事

総合評定値

800点以上

—

その他業者

電気工事

総合評定値

800点以上

—

平成24年4月1日から令和4年3月31日までの間に国内において、国、地方公共団体又はそれに準じる機関(公社、公団、事業団等)の発注に係る浄水

施工実績等	施設(計画処理水量が30,000m ³ /日以上のものに限る。)における中央監視制御設備の機能増設を含む計装設備の新設又は増設を行う工事を元請として竣工した施工実績を有すること。
技術者	電気工事における適正な技術者を配置できること(専任性は求めません。)。
入札参 加要件	<ul style="list-style-type: none"> ・明石市入札参加資格者名簿に3年以上登録されていること。 ・有効な経営事項審査を受けており、開札日においてその総合評定値が明石市電子入札システムに登録されていること。 ・公告日において納期限が到来している明石市水道局の水道料金及び明石市税(※)を開札日の前日までに完納していること
その他	<p>※ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ徴収猶予の「特例制度」を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)及び納付期限が延長されたもの(延長された納付期限を過ぎていないもの)を除く。</p>
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・開札日の前日において、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)(※1)を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書(※2)を提出できること。
設計図書の配布	<p>※1 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ納税の猶予の特例を受けているもの(猶予期限を過ぎていないもの)を除く。</p> <p>※2 納税の猶予の特例を受けている場合は、国税(法人税(個人にあっては所得税)並びに消費税及び地方消費税)の納税証明書(その1)(直近2年分)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。 ・明石市水道事業契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。 ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定若しくは再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。 ・公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。 ・設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。
	<p>添付書類様式リンク</p>
	<p>期限</p>
	<p>令和4年5月17日(火) 17時</p>
	<p>方法</p>
	<p>上記期限までに、次の「設計図書リンク」より設計図書のPDFファイルをダウンロードすること。</p>
	<p>設計図書リンク</p>
	<p>期限</p>
	<p>令和4年5月11日(水) 13時</p>

	方法
	上記期限までに、明石市電子入札システムにより、質問書(指定様式)を送付すること。
設計図書等についての質問	回答日時
質問	令和4年5月12日(木) 13時
	回答方法
	上記日時に、 明石市ホームページ「入札コーナー」 に回答を掲載する。
入札受付期間	令和4年5月12日(木) 13時～令和4年5月17日(火) 17時締切
入札方法	明石市電子入札システムを使用すること。
開札予定	日時 令和4年5月19日(木) 10時2分 場所 804会議室
入札保証金	免除
契約保証金	要(契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条及び明石市水道事業契約規程第2条により読み替えて準用する明石市契約規則第25条の規定に該当する場合は免除等を行う場合がある。)
建退共掛金収納書(発注者提出用)の提出	要

[**「電子入札についての案内」リンク**](#)

- ・入札に関する条件
 - ・入札書が所定の日時までに到着していること。
 - ・談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
 - ・入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札、虚偽の申請により資格を得た者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - ・明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。
 - ・入札の流れ、本公告の見方(記述方法のルール)等については、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」>「電子入札のご案内」>「電子入札システムのご案内」を参照のこと。当該内容の不知を理由として入札に関する苦情の申立てを行うことはできない。
 - ・契約締結予定日において有効な経営事項審査結果を受けていること。
 - ・本入札における入札書編集画面で、入札の宛先が「明石市長」宛であるのは、「明石市公営企業管理者」宛と読み替え、同画面で「本入札の資格審査において、明石市税の納付状況の確認が必要なときは、市長が関係課に報告を求めることに同意しますか。」とあるのは「本入札の資格審査において、明石市税及び明石市水道局の水道料金の納付状況の確認が必要なときは、水道局及び市の関係課が公営企業管理者に情報提供することに同意しますか。」と読み替える。
 - ・落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、「明石市制限
- その他**

付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法、落札となるべき同価の入札をした者の審査方法及び落札者の決定方法」を定める基準」に基づき、くじにより落札者を決定します。

開札後の資格審査において落札となるべき同価の入札をした者が2者以上となった場合は、明石市電子入札システムに登録されている連絡先にくじの執行日時及びくじの執行場所を電話連絡するので、連絡が取れるようにしておくこと。

くじの執行にあたっては、代表者又は代表者からの委任状を持った代理人（以下「代表者等」という。）が参加できます。なお、指定した日時に代表者等が参加できない場合（代表者等がくじの執行日時にくじの執行場所に現れないときを含む。）は、本入札事務に関係のない市職員が代理人となってくじを引くので、了承の上で入札に参加すること（くじの辞退はできません。）。

・本案件の「積算の種別」は、「低入札調査基準価格及び固定型最低制限価格の算定表」における「7 廃棄物処理事業/下水道事業/水道事業 プラント電気設備工事・プラント機械設備工事」となっています。

・入札にあたっては、有効期限が2028年8月31日の明石市電子入札システム電子認証用ディスク、64ビット版のWindowsパソコン並びに「電子入札システムクライアントV4.1」及び「明石市電子入札アプリケーションV1」のインストールが必要になります。詳細は、明石市ホームページの「入札情報」>「入札コーナー」>「最新情報」に掲載しています。

・建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。なお、建設業法施行令の一部改正に伴い、下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合には特定建設業の許可および専任の監理技術者を要します。

・落札者となった場合には、契約締結期限までに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」の提出が必要となります。提出されていない場合には契約を締結しません。この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第10号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

・明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することができますので、ご留意ください。

お知らせ欄

[メインメニューへ戻る](#) [入札案件一覧へ戻る](#) [処理選択へ戻る](#)